課 長	係 長	担 当

契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　事　名	（仮称）連絡ロビー・エネルギー施設他電気設備工事

契約変更内容

① インフレスライド条項による請負代金の変更
② 接地工事の仕様変更・追加
③ 既設架台一時撤去に伴う配線・配管の撤去・再取付工事の追加
④ 警報用車路センサーの撤去・再取付工事の追加
⑤ 三宮地下通路照明器具の撤去・再取付工事の追加
⑥ 防犯灯設置工事の追加
⑦ 工事工期の延長
⑧ 債務負担行為に係る支払限度額及び出来高予定額の変更

契約変更の理由

① 神戸市工事請負契約約款第24条第7項に基づく請求を受けたため。
② 地盤状況が悪く、設計当初の接地極の仕様・本数では接地抵抗の規定値を満たさないため、接地極の仕様を変更し、本数を追加する。
③ 建築工事において、既設架台を一時撤去する必要が生じたため、その架台に敷設している配管配線の撤去・再取付工事を追加する。
④ １号館北側既存車路に設置している警報用車路センサーについて、建築工事の仮囲い盛替に伴い、撤去・再取付工事を追加する。
⑤ 建築工事による地下通路接続作業において、三宮地下通路の既設照明器具が一部支障になることが判明したため、既設照明器具の撤去・再取付工事を追加する。
⑥ 工事ヤード内に設置している既設歩道照明が建築工事の支障となり、撤去されることになったため、その代替として仮囲いへの防犯灯設置工事を追加する。
⑦ 建築工事において、地盤掘削の際、地盤が硬く掘削に時間を要したこと等により、当初想定より約3ヶ月間遅れている。このため、市役所１号館の空調を使用しない中間期に行う必要のある新しい空調機器への切替を令和５年10、11月に行うことができず、次の中間期である令和６年４、５月に行う必要が生じている。その結果、1号館への迂回配線・配管等の切替、試験調整や諸官庁検査の受検等を空調機器の切替後に実施する必要があるため、212日間の工期延期を行う。
⑧ 工期延期に伴い、各年度の支払限度額及び出来高予定額の変更を行う。

（公表様式第６号）